

裝置されてある。

動力を補助設備例へば唧筒又は壓氣機等に移送し得る裝置と成つて居る。

對重を必要に應じて車臺の後尾又は側面に追加し得る様に拵えられてある。

點火裝置は瞬始動機 (Impulse starter) の High Tension German Bosch Magneto である。

全重量は壹萬六千封度ある價格は約壹萬圓である。

運轉及操縱共一人にて充分である。混凝土道路鋪裝工事に於ては捏混機操縱手と計量樹起重機操縱手とが充分經營者の意を體得して精勵する時は一切の工場勞働者を必然的に働かせて著しく工事工程を増進し能率をよくするものであるが故に充分留意して適材を配置す可きである。

## 受益者負擔制度運用の實際

東京府道路主事 高 澤 義 智

私は曩に本誌第五卷第二號に於て、道路法に依る特別負擔即ち受益者負擔及損傷負擔の本質に就て論じたが、其の當時は本制度の創設日尙淺く、之を實施せるものは僅に二三大都市に過ぎず、之が普及發達を切望して置いたのである。つたが、爾來地方財政の逼迫と一面本制度の正義衡平の觀念に合致し、其の成績の見るべきものあるを認められたるに因り、都市計畫法に依るものと併せて全國的に活用せらるゝに至り、いづれも相當の成績を挙げつゝあるは喜ぶ

べきことである。

東京府に於ては道路の受益者負擔規程を定めたものは、都市計畫事業道路の新設改築に關するものがあるのみで、道路法の規定に依るものは路面鋪裝に關するものを、目下主務大臣に認可申請中である。尙損傷負擔に付ても、近時自動車交通の激増に伴ひ之が制定を考慮中であるが、唯乗合自動車に付ては其の營業の許可に當り、當該道路修繕費の一部を負擔せしむることを條件とせるに過ぎない情況である。左に述べんとする事項は主として都市計畫事業道路所謂環狀線及放射線の新設改築に關するものであるから、負擔區劃（受益地域）、負擔義務者（受益者）、負擔方法等に付ては、内務省令を以て定めらるゝので、徴收權者は其の範圍内に於て適當に決定徴收するのであるが、實際に於ては理論通り行はれぬ點もある。今是等の點に付一般竝に特殊の場合の取扱方を述べたいと思ふ。

受益者として指定せられたる者は、東京都市計畫環狀、放射道路の附近（主として兩側）に於て、道路の境界線よ

り道路の幅員の七倍の地域内に在る有租地の所有者であるが、質權の目的たる土地に付ては質權者、事業着手の時より起算し十年より長き期間の定ある地上權、永小作權及賃借の目的たる土地に付ては、地上權者、永小作人及賃借人を受益者とするのであるが、借地法適用區域内に於ては同法第一條の建物の所有を目的とする地上權及賃借權設定の期間に付ては、同法に依り之を算定する。尙前記地域内に在る無租地にして、公用又は公共の用に供せられざるものに付ては地上權者、永小作人及賃借人もも受益者とする。而して是等の土地に關する權利者は何時の現在の依るべきかは、實際に困難なる問題であるが、省令は「負擔金は事業費豫算額を以て其の負擔區の事業着手の日の現在に依り受益者より之を七年間に均分して納付せしむるのであるが、課徴客體の標準たる土地に關する權利者は時々異動あるを免れない。此の場合に義務者は之に追隨して異動するか又は當初の土地に關する權利者のみを義務者とするかに付ては議論の存する所で、本省令審議の際にも受益者負擔

は人的負擔であり、且營造物の新設改良費を辨ずることを目的とする以上、原則として一時限りに納付せしむべきである。唯其の額の大なるものに在りては、即納は義務者をして負擔に堪へざらしむる嫌あるを以て、年賦延納を許すのであるから、受益者の異動を認むべきでなく、殊に受益の程度は事業着手の時が最も大であるから、飽く迄も最初の土地の権利者に課すべきものであると論ずる者もある。又受益者負擔が人的負擔であることには異論なきも、土地に關する權利を課徴の基礎とするもので、結局は土地の利用に基因するものである。事業に因る受益は沿道土地價額の騰貴、權地權、賃借料の増額等に付て見るも、財産價額は一時的に増加を見るのみならず、相當長年月の間持續せらるゝものであるから、事業着手後新に土地の權利者となつた者に負擔せしむるは、單に義務者の異動に依る徴收上の困難を緩和するのみならず、合理的であると論ずる者もある。遂に負擔金の「納付期間内に受益者に異動ありたるときは、新に受益者となりたる者より殘額を納付せし

む」ることとしたのである。

右に依れば徴收上些の支障も無いやうであるが、擬實施して見ると左様は行かない。二三の例を擧げると、既に述べたるが如く事業着手の日に於て、受益者の資格を有するものは、例外なく負擔義務を負ふものであるが、負擔金算定の基礎となるべき土地が、事業着手後無租地(道路・河川・軌道・鐵道・學校・官公署の敷地となるが如き場合)となり、爲に實際に於て受益なきものに、其の負擔を課するが如き事實を生じても、規程に所謂「受益者に異動ありたる時」に該當しないから、苟も事業着手の日に於て有租地たりし以上は、其の負擔を免るゝ能はずと解したことがあつたが、如何にも妥當の解釋と思はれないので、近來は「事業着手後負擔金納付期間内に所有權を移轉し、無租地となりたる土地に付ては、受益者の異動として之を處理し、之を確認したる後に開始する納期分より、負擔金賦課の算定土地面積より之を除外することゝしたのである。又逆に有租地と新設道路との間に介在する廢道敷地の如きも拂下を爲す

時は概ね事業着手後であるから、縦令新所有者に於て利用し著しく受益すると雖、之に對して課徴することは出来ないのである。如斯事業着手後有租地が無租地に、無租地が有租地に變換せられた場合等に在りては、其の變更に依る課徴が適切でない。徴收上最も困るのは負擔金を調査決定し賦課處分する時期は、現在事業着手數年後に及ぶ箇所があるのでは、其の間土地の権利者にも異動があり、規定の義務者より徴收することは事實上困難の點もあるので、是等の場合は已むを得ず調査當時の権利者に負擔せしむる場合もあるのである。大東京區域内道路網の設定に伴ひ、右負擔規程も改正の必要を認め、目下關係市町村長の意見を聞き、都市計畫委員會に附議中であるが、新規程は如上の缺點を補ふ爲に規程中には受益者の異動に付ては別に之を明定せざるも、負擔金は之を均等に十四分し、事業着手後、毎年二回別に定むる期日に於ける現在の受益者より納付せしむることとし、尙受益者の範圍も若干之を擴張して「事業着手後十年より長き期間の存する地上權、永小作權及賃

借權が設定せられたる有租地に付ては、其の地上權者、永小作人及賃借人を以て各受益者とす」るから、餘程處理上好都合になると思ふ。

次に負擔金は有租地の権利者には悉く課する筋合であるが、路線の認定を爲した道路中にも有租地のものがあり、公衆交通の用に供す私道中にも有租地のものが少くない。是等は速に免租の申請を爲すべきで、之を爲さざる者は自己の都合に依るものであるから、格別法令上の利益を與ふる必要は無いやうに思ふけれども、さりとて是等の土地を全然受益土地として處理するは如何のものかと思ふので、是等認定道路の敷地と免租の手續未済の爲公簿上有租地の體を爲すものは事實上一般公共の用に供せられ居るのみならず、所有權は其の行使に多大の制限を受け、國有道路敷地と何等の差異無きを以て、右に該當する土地に付ては、負擔せしめざることとしてを。又私道にして公道と同等程度以上に一般交通の用に供せられ、單に法上の免租手續未済のものが極めて多い。殊に東京市隣接町村に於ては近時

財政窮迫の爲、新種道路の認定に依り維持修繕費の膨大するを虞るゝ結果、之に對して路線の認定を躊躇し、永久的に私道として持續せらるゝのであるが、余は此の如きものに對しては、形式に囚はるゝことなく、實質的に見て可否を決することゝしたいと思ふ。

次に用地買収及地上物件移轉に付協議開始區間及工事施行區間等を考慮して負擔區劃を細分して適當の負擔區を定めるのであるが、之は主として事業費の豫算並精算額を容易に明瞭ならしむる必要からであるが、一面には各負擔區毎の負擔金額に均衡を得しむることも十分考慮してをる。目下徵收を開始した負擔區數は十八で、一負擔區の片側延長は一七四間乃至七〇六間であるが平均四〇〇間内外である。

受益者の負擔すべき金額は、道路新設の場合には其の事業費の三分の一、擴築の場合には四分の一とし、擴築の場合に於て擴築すべき部分の平均幅員が、舊道路の平均幅員の三倍以上なるときは新設と看做するのである。而して負擔區劃

内に於て無租地に負擔せしむるものとせば其の金額は、當然減することゝなるが之と後に述ぶる土地の形狀に依る減免額との合計は、現在に於ては負擔せしむべき金額に對し、最高三割五分最低八厘六毛平均二割〇分二厘である。故に負擔せしむべき決定金額の事業費に對する割合は、新設の場合でも約四分の一に低減せられる。尙規程には明文なきも隧道・橋梁其他特殊の工作物の費用は、負擔せしむべき基本額に算入しないから、實收入額は事業費總額の約五分の一以内と推定される。

負擔區を利益を受くる厚薄に依り三箇の地帯とし、第一地帯は道路の境界線より道路幅員の一倍に相當する地域、第二地帯はそれより同二倍の地域、第三地帯は同四倍の地域と定め、負擔區に於ける負擔額を

第一地帯 負擔額の百分の四十五

第二地帯 同 百分の三十

第三地帯 同 百分の二十五

の率に依りて各地帯に配分するのである。

第一地帯内に在りては其の地帯内の負擔額の三分の一を間口負擔として、之を道路に接する總間數にて除して得たる金額を間口割一間當負擔金額とし、三分の二を面積負擔として其の地帯内に在る土地の總坪數にて除して得たるものを、面積割一坪當負擔金額とする。第二第三の地帯内に在りては全部面積負擔として、當該地帯の割當額を其地帯内に在る土地の總坪數にて除して得たる金額を面積割一坪當負擔金額とし、間口負擔なれば一間當單價に有租地の延長を乗し、或は面積負擔なれば一坪當單價に有租地の面積を乗して得たる金額を以て、各當該土地の受益者の負擔金額とする。

土地の調査に關する方針としては

- 一 土地の位置・面積及形狀は公簿及公圖に依るも
- 一 面積は實測に依るものとす但し同一地帯内に同一權利者の所有又は使用する數筆の土地あるときは、之を一筆の如く看做して實測し、各筆毎に之を行はず
- 一 一筆の土地が數地帯に跨る場合に於ては各地帯に屬

資料

する部分を實測す

一 道路に接する間口の間數は之を實測す

一 一筆の土地内に數箇の權利設定せられある場合は、地主及借人等の申告に係るものを以てし、別に實測せるも双方に異議あるときは之を實測する

以上述ぶる所に依り現在迄に算定した金額は左の如くである。素より負擔額の多寡は當該土地發展の情況、工事施行の難易又は鋪裝材料の如何等に依ることは勿論であるが現在調査済の分は、事業費の三分の一負擔の箇所であり、鋪裝も高級鋪裝である。

地帯	最高	最低	平均
第一	七、三〇	三、〇六	四、六八
第二	一、三〇	五、三〇	七、五六
第三	同	二、七六	三、七一
同	二、三三	一、一四	一、五九

同一の土地にして重複して道路の新設又は擴張の費用を

負擔すべき關係に該當するものに付ては、各地帯毎に比較の上其の輕き部分を免除することゝしてをる。又地形に依り斟酌すべき必要ありと認むるときは、負擔金を減免することをを得るのであるが、之に關しては

一 新設又は擴張する道路に接する部分に高低ある土地に對しては其の開口負擔を減免することゝし、高低平均二尺以上は百分の十を減じ、以上高低平均一尺以上を増す毎に百分の十を遞増減し、平均九尺以上になれば、之を全免してをる。

二 後方接續地と權利者を異にする土地に對しては、土地利用の情況に依り、奥行三尺未滿の部分は其の三分の一を減ずるものとし、且前項の場合に該當するものに付ては、前項に依る負擔額を基本として之を定める。

道路の築設に依り路面と高低を生じた土地に對しては、其の開口負擔のみを減免するのであるが、由來東京の山の平方面は、著しく土地に高低の差があり従て道路工事に依

りて、十數尺の斷崖となり、生活上極めて不利を蒙る土地となる箇所が尠くないので、之に對し同一の面積負擔を課することは如何なるものであるか。素より附近に立派な道路が出来れば、受損は無いにしても著しき利益ありと、立證するに困難な土地もあるから、是等の土地に付ては面積負擔も輕減するの必要がある様に思はれる。

次に徵收の成績に付て一言すれば、本件に關する内務省令は昭和二年三月公布せられたのであるが、當初は調査從事者も不慣れの爲、豫期の如く進捗しなかつたので、當初の見込通りの收入を擧げることが出来なかつたが、漸を逐ふて調査徵收に努力しつゝある。各人の負擔金は之を十四分し、毎年二回納付せしめてをるが今徵收開始以來の成績を示せば

年 度	調 定 額	收 入 額	未 收 入 額	收 入 歩 合
二 年 度	二元七〇〇 <small>圓</small>	三四、五九三 <small>圓</small>	五、一〇七 <small>圓</small>	〇、八六六
三 年 度	五、一〇七	四、九〇一	一〇六 <small>圓</small>	九六、二二五 <small>分</small>

計	計			
	四年度	三年度分	二年度分	一年度分
一八、六六五	一七、三三三	一八、七三三	(三年度分)	
一六、〇〇三	一七、二二二	一八、五九九	(二年度分)	
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	(一年度分)	
一八、七三四	一六、〇九一	一七、二六三	(三年度分)	
三、八四、四七七	二、四、一八五	一七、〇六三	(四年度分)	
四、〇、八二七	三、〇、三三三	一八、二四六		

(四年度分は昭和四年度末現在に依る)

終りに一言すべきことは、受益者負擔金を滞納した場合、行政廳は「國稅滞納處分の例に依り之を徵收することを得」るので、東京府に於ても既に滞納處分を爲したものが數件ある。而して右の「國稅滞納處分の例に依り」なる用語に付ては、其の解釋適用の範圍に議論があるので、負擔金の滞納者に對しては、現在督促手數料及延滞金を徵收して居ないのである。道路法第五十五條中にも之と同一の用語があるが、此の場合に付ては會て内務省地方・土木兩局長に照會した所が、右は其の徵收に關し國稅徵收法第三章の規定に倣ひ、徵收し得ることを規定したるに過ぎないのである。

であるから、同法第二章に依る督促手數料を徵收し得ずとする見解を採るべきものと指示せられた。余も亦此の解釋に従ひしことあるも、之を徵收の實際に鑑るに、督促手數料及延滞金を滞納者に課せざるは、極めて適當の措置でない。偶々東京市長執行の土地區劃整理施行に伴ふ清算金を滞納するときは、特別都市計畫法施行令第三十九條の規定に依り、「國稅滞納處分の例に依り」直接強制徵收を爲すことを得るも、其の際爲したる督促の手數料及延滞金を徵收することを得べきや否やに付市長の伺出に對して、復興局長官は之を徵收することを得べき旨回答した趣であるが、同種の法令に於ける同一用語の解釋適用に關し、彼此反對の結論を見るに至つたので、東京府としては尙一應主務省の確答を得べく、伺中であるが否として其の沙汰に接しないのである。之に關しては消極積極兩様の説があるが、實際上より考究すれば、「國稅滞納處分の例に依り」とは、國稅徵收法中の滞納處分に關係ある規定は、凡て之を準用するの意であると解する。從て督促手數料及延滞金の徵收は、



滞納處分と不可分の關係に在るを以て、廣義に「國稅徵收の例に依り」の意に解して、之を徵收することは妥當であり府縣稅其の他の公課の徵收と均衡を得且處分上の便利も大なりと信する。

本稿を草し終りたる時偶々「自治研究」(第六卷第一號)誌上に「都市計畫法並道路法に依る受益者負擔金を滞納せる者に對しては都市計畫法第二十四條及道路法第五十五條の規定に依り滞納處分を執行することを得るも右に對しては督促手數料は之を徵收することを得ざる様存せらるゝも事業執行府縣又は市町村に於て右に關する條例を設くる場合は之を徵收し得るものなりや」との質疑に對して、極めて簡單に「御見込の通と存す」と内務省地方局當務者は回答してゐるが、之には贊同し難いのである。抑負擔金の徵收權者が何人であるかに付ては議論の存する所で、第一次に該事業費を負擔する公共團體であるとする見解と、事業執行者たる行政廳であるといふ見解との二つあるが、余は都市計畫法に於て、道路法第四十三條の如く行政廳の徵收

したる受益者負擔金の收入が、第一次の事業費負擔者の收入となるべき規定を缺くと雖、同法第二十四條乃至第二十六條の規定に照し、公共團體に非ずして行政廳なりと解するものである(都市工學第六卷第二號參照)。徵收權者が公共團體なりとすれば府縣制第十六條の規定に依りて、強制徵收を爲し得べく又督促手數料に關する事項は、府縣條例を以て之を定むる筋合なるべきも、都市計畫法及道路法には別に國稅徵收の例に準じ強制徵收に關する途を開けるを以て、延滞金及督促手數料の徵收に付ても國稅徵收法の規定を準用し然るべきものと思ふ。(昭和五、一、一)

◇ × ————— × ◇